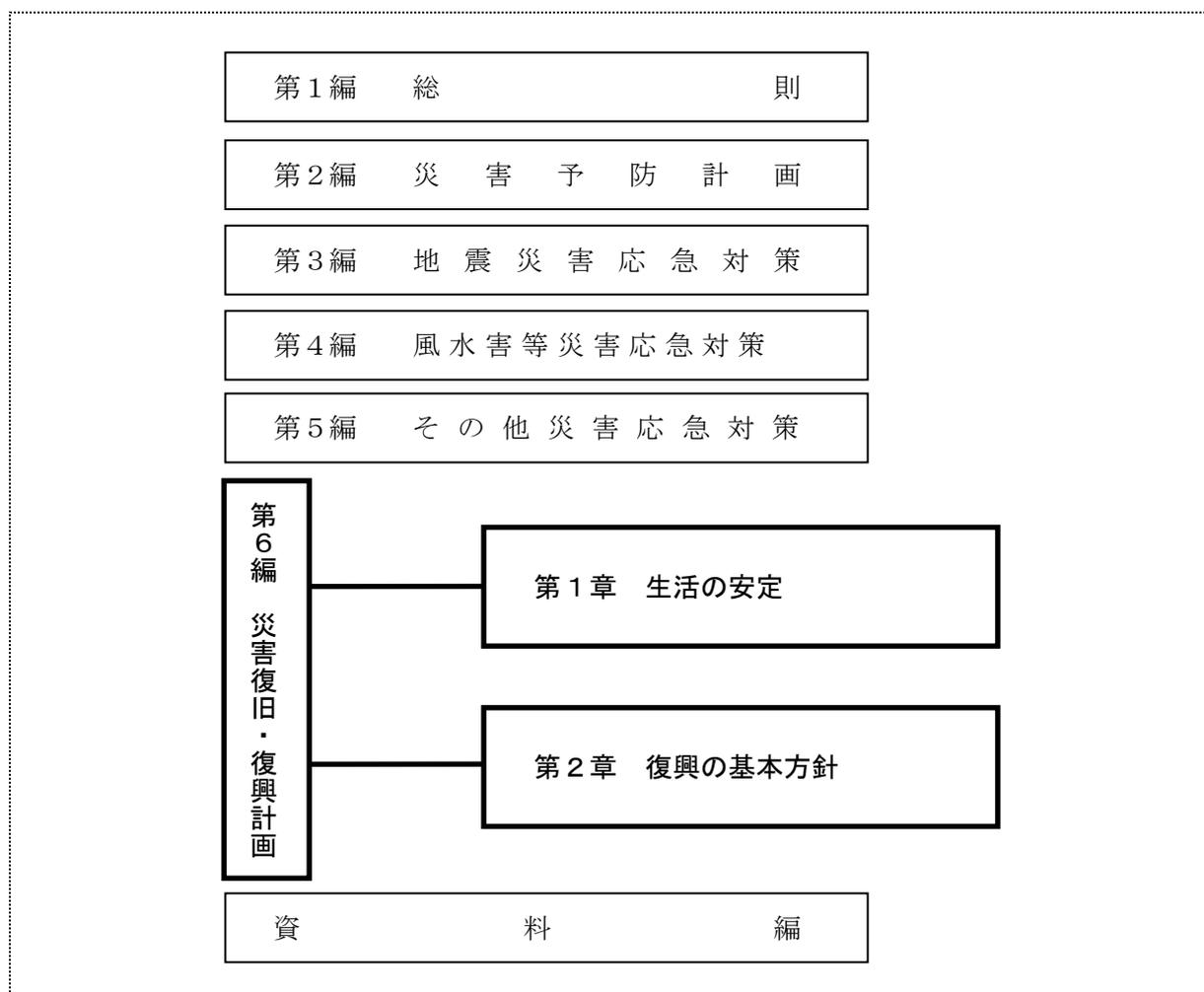


第6編 災害復旧・復興計画



| | |
|-------------|------|
| 第1章 生活の安定 | 復-1 |
| 第2章 復興の基本方針 | 復-12 |

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

町、府をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

1 被害調査及び罹災台帳の作成

総務部危機管理室は、府が行う被害の調査に協力するとともに、罹災台帳を整備し、罹災した世帯の再建復興のために書類として、罹災証明書を発行する。

- (1) 固定資産税課税台帳及び住民基本台帳を参考に、罹災台帳を作成する。
- (2) 住家等被害判定調査等の調査結果に基づき、必要事項を登録する。

2 罹災証明書の発行

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査に当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施を図るものとする。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

罹災証明書の発行に必要な手続と様式は次のとおりである。

(1) 発行の手続

罹災証明書発行申請に対して、罹災者台帳によって確認の上発行するとともに、その旨を罹災証明交付簿に記録する。

(2) 証明の範囲

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明する。

| 住 家 | 人 |
|-----------|------|
| 全壊、全焼、流失 | 死 亡 |
| 半壊、半焼 | 行方不明 |
| 床上浸水、床下浸水 | 負 傷 |

第2 被災施設の復旧

町の各部は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、それを基に総務部危機管理室が災害復旧計画を作成する。

1 復旧事業の計画

(1) 災害復旧事業の種類

- ア 公共土木施設災害復旧計画
 - (ア) 河川公共土木施設事業復旧計画
 - (イ) 砂防施設事業復旧計画
 - (ウ) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - (エ) 道路公共土木施設事業復旧計画
 - (オ) 下水道施設事業復旧計画
 - (カ) 地すべり防止施設事業復旧計画
 - (キ) 急傾斜地崩壊防止施設事業復旧計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上・下水道災害復旧事業計画
- オ 廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- カ 住宅災害復旧事業計画
- キ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ク 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ケ 学校教育施設災害復旧事業計画
- コ 社会教育施設災害復旧事業計画
- サ 復旧上必要な金融その他資金計画
- シ その他の計画

(2) 復旧事業の方針

- ア 災害復旧事業計画の作成
 - 被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画をたて、査定実施が速やかに行えるよう努める。
- イ 査定の早期実施の促進
 - 府が行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する査定が早期に実施されるよう協力し、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

2 災害復旧事業の実施

災害によって被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、府、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合において、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財源援助等に

関する法律」(昭和37年法律第150号。以下、「激甚法」という。)による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

1 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、概ね次のとおり行われる。

- (1) 町長は、災害が発生した場合、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する(災害対策基本法第53条による。)
- (2) 町長からの報告を受けた知事は、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告する(災害対策基本法第53条による。)

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 特別財政援助額の交付手続き

町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

第4 特定大規模災害

町は、特定大規模災(著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害)を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認める場合、府に対し、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度の実施を要請する。

第2節 被災者の生活確保

第1 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

1 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①または②の市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）
- ⑥ ①若しくは②の市町を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口5万人未満のものに限る。）

2 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の金額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊 (2. ①に該当) | 解体 (2. ②に該当) | 長期避難 (2. ③に該当) | 大規模半壊 (2. ④に該当) |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|--------------------|
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) |
|---------|-------|-------|----------------|
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |

※一旦住宅を賃借（公営住宅を除く。）した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円

4 支援金の支給申請

- | | |
|----------|---|
| 申請窓口 | 市町 |
| 申請時の添付書面 | ① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 |
| 申請期間 | ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内 |

5 基金と国の補助

- ・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円）
- ・基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助

第2 災害弔慰金等の支給

健康福祉部福祉推進課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところに基づき、災害によって被害を受けた者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給し、早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害弔慰金

| | |
|---------|--|
| 対象となる災害 | ア 島本町において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 イ 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害 ウ 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害 エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 |
| 支給対象 | 上記の災害による死亡者（*）の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。 ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。 （*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む。） |
| 支給額 | ア 死亡者とその遺族の生計の主たる維持者のとき 500万円 イ その他のとき 250万円 |

2 災害障害見舞金

| | |
|---------|--|
| 対象となる災害 | 災害弔慰金と同じ |
| 支給対象 | 上記の災害によって「災害弔慰金の支給等に関する法律」第8条に規定される障害を有する者となった者 ア 両目が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃止したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上を失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上を失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における該当重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの |
| 支給額 | ア 障害者とその遺族の生計の主たる維持者のとき 250万円 イ その他のとき 125万円 |

第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

健康福祉部福祉推進課は、住家、家財等に被害を受けた世帯に対し、災害援護資金等の資金の貸付を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

健康福祉部福祉推進課は、自然災害によって町域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、被災世帯に対して生活の立て直しに資する災害援護資金の貸付けを行う。

| 項目 | 基 準 | | | |
|-----------------------|--|--|-------------|-------------------------------------|
| 貸付対象 | 府内で災害救助法による救助が行われた自然災害で被害を受けた世帯の町民である世帯主 | | | |
| 貸付の制限 | 「総所得」「退職所得」「山林所得」「長期譲渡所得」「短期譲渡所得」の合計額が、同一の世帯に属する者の人数により下記の限度額であること。 1人……220万円、2人……400万円、3人……590万円、4人……690万円 5人以上……690万円に4人を超えて1人増す毎に30万円加算 | | | |
| 貸付額 | 世帯主の被害 | 被害の種類及び程度 | 限度額 (万円) | 住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合(万円) |
| | 世帯主が1か月以上の負傷を負った場合 | 住居が全壊した場合 | 350 | — |
| | | 住居が半壊した場合 | 270 | 350 |
| | | 家財についての被害金額がその家財の価値の概ね1/3以上である損害(以下、「家財の損害」という。)があり、かつ住居の損害がない場合 | 250 | — |
| | | 家財の損害及び住居の損害がない場合 | 150 | — |
| | 世帯主が1か月以上の負傷を負っていない場合 | 住居が全壊した場合 | 250 | 350 |
| | | 住居が半壊した場合 | 170 | 250 |
| | | 住居の全体が滅失もしくは流失した場合 | 350 | — |
| 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 | | 150 | — | |
| 貸付利率 | 無利子(据置期間中は無利子) ※被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資するよう災害援護資金の貸付利率について、町条例で設定する。(施行日:令和元年6月28日) | | | |
| 償還期間 | 10年(据置期間3年間) | | | |
| 償還方法等 | 年賦、半年賦課、月賦償還、元利均等償還、要保証人 | | | |
| 府の助成 | 町が貸付の財源として必要とする金額に該当する金額に貸し付ける | | | |

※災害: 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずること
住民: 災害により被害を受けた当時、町内に住所を有した者

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

健康福祉部福祉推進課は、府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づいて府社会福祉協議会が低所得者世帯に対して行う生活福祉資金の災害援護資金貸付けを、迅速かつ円滑に行われるように必要な措置を実施する。

| 項目 | 基準 |
|-------|---|
| 貸付対象 | 低所得世帯で、資金の貸付と必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯 |
| 貸付限度額 | 150万円以内 住宅の全半壊などで復旧費用が150万円以上必要な場合は、住宅資金と重複して半壊170万円（特別の場合250万円）、全壊250万円（特別の場合350万円） |
| 貸付利率 | 年3% |
| 償還期間 | 7年（据置期間1年以内） |
| 保証人 | 1名以上（原則として同一市町村の者） |
| 借入れ手続 | 借入申込書、罹災証明書を作成し、担当民生委員を通じて島本町社会福祉協議会へ |

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

1 町税

(1) 納税期限の延長

災害によって納税義務者等が、期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認めるときは、町長が公示によって当該期間を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、地方税法第15条に基づき、その者の申請によって原則として1年以内において徴収を猶予する。

(3) 減免

災害対策基本法第85条の規定に基づき、罹災者にそれぞれの法律又は条例の規定に基づき公的徴収金の減免措置を行う。

| 税目 | 減免の内容 |
|-----------------------|----------------------------|
| 個人の町民税 (個人の府民税含む。) | 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 |
| 固定資産税 都市計画税 | 災害によって著しく価値が減じた固定資産について行う。 |
| 国民健康保険料 軽自動車税 | 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 |
| 特別土地保有税 | 被災によって著しく価値を減じた土地について行う。 |

2 国税・府税

国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期間の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止並びに減免の措置等を災害の状況によって実施する。

3 広報

租税の納入緩和・減免措置等に関する広報活動については、災害対策本部が設置される期間においては、【第3編 地震災害応急対策 第1章 第4節 災害広報・広聴対策】によって行う。

また、災害対策本部廃止後においては、広報誌もしくはチラシの配布等によって行う。

第5 住宅の確保

町は、府及び関係機関と連携し、災害によって住まいを失った世帯の住宅の確保を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 住宅復興計画の策定

都市創造部都市計画課は、被災者の居住の安定を図るため、必要に応じ住宅復興計画を策定し、被災地の実状にあった住宅確保を行う。

2 公共住宅の供給促進

都市創造部都市計画課は、府、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害によって住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

3 災害復興住宅資金の貸付

都市創造部都市計画課は、府と協力・連携して、住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資制度の適用が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を実施する。

4 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

町は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第3節 中小企業の復興支援

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられることになるが、町は、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

なお、府及び町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備を図る。

1 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

2 中小企業者に対する金融制度の周知

都市創造部にぎわい創造課は、商工会やその他関係団体を通じて、国・府が行う金融上の特別措置、日本政策金融公庫が行う災害貸付、並びに大阪府災害復旧資金緊急融資及び経営安定資金貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等の特別措置について中小企業者に周知する。

第4節 農業関係者の復興支援

災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業生産力の回復と経営の安定化を図るため、町は、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を迅速かつ円滑に実施する。

1 資金の融資措置

都市創造部にぎわい創造課は、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

2 融資制度の周知

都市創造部にぎわい創造課は、農業関係団体を通じて、国・府が行う災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

1 水道（町、大阪広域水道企業団）

（1）復旧計画

ア 水道施設及び大沢地区特設水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等の様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報を実施する。

2 下水道（町、府）

（1）復旧計画

ア 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等の様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報を実施する。

3 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、町）

（1）復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

（2）広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等の様々な手段を用いて復旧状況などの広報を実施する。

4 道路（近畿地方整備局、府、町）

(1) 復旧計画

ア 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

イ 復旧計画の策定に当たっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

ウ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等の様々な手段を用いて復旧状況などの広報を実施する。

第2章 復興の基本方針

第1節 復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、町、府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、町は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、町、府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2節 町における復興に向けた取組み

- 1 町は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。
- 2 町は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、町は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。
- 3 町は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。
 - (1) 復興計画の区域
 - (2) 復興計画の目標
 - (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
 - (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
 - (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
 - (6) 復興計画の期間
 - (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項